

あま市「みんなの掲示板」運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市（以下「市」という。）の広報紙「広報あま」において、市民団体等の会員募集又はイベント等の参加者募集の情報（以下「情報」という。）を掲載するためのスペース「みんなの掲示板」（以下「掲示板」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 掲示板は、市民団体等の情報を広く市民に周知することで、市民団体等の活動の活性化を支援するとともに、市民協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(掲載できる情報)

第3条 掲示板に掲載できる情報は、次の各号のいずれにも該当する情報とする。

- (1) あま市内で行うイベント及び活動する団体への参加を案内する情報であること。
- (2) 開催日時や場所など、そのイベント等に関する主たる情報が確定していること。

(掲載の制限)

第4条 掲載しようとする情報が次のいずれかに該当すると認められる場合は、掲載を認めない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 募集対象が報酬を得るもの
- (3) 政治、宗教に関するもの、公序良俗に反するもの
- (4) 金銭的トラブルが生じるおそれがあるもの
- (5) 不特定多数の市民を対象としていないもの
- (6) その他、掲載が適当でないと市長が認めるもの

(掲載申込)

第5条 情報の掲載を希望する者は、所定の掲載申込書に必要事項を記入し、掲載希望月の前々月の5日（5日が市役所閉庁日の場合は、その直後の市役所開庁日）までに人事秘書課秘書広報係に提出するものとする。

2 前項の規定により掲載申込書を提出した者（以下「申込者」という。）は、市の求めに応じて校正等について適切に対応するものとし、これがなされない場合は情報の掲載を行わない。

3 掲載しようとする情報が虚偽であった場合又は不正な申込であることが判明した場合は、以後の同一申込者からの申込は認めない。

(情報の編集等)

第6条 市は、情報を広報紙の紙面スペース等に適合させて掲載するため、必要な編集を行ったうえで掲載することがある。

2 紙面スペース等の都合により、掲載希望月に掲載できない場合がある。

(掲載回数の制限)

第7条 同一団体による記事の掲載は、会員募集に係るものは年度（4月号～

翌年3月号)内に1回、参加者募集に係るものは年度内に4回までとする。

(個人情報の保護)

第8条 市は、本制度の運用によって得た個人情報を適切に管理し、利用目的以外の利用を行わない。

(運用に係る責任の所在)

第9条 本制度の運用により、申込者に不利益や損害が生じた場合においても、市は一切その責任を負わない。

2 本制度の運用により、情報を受け取った利用者に不利益や損害が生じた場合においては、その責任は申込者が負うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。